

定期購入が条件になっていませんか?  
契約内容をしっかり確認しましょう!

相談事例

- ・テレビショッピングでお試しのつもりで健康食品を購入したが、「定期購入」になっていた。解約できない。
- ・新聞広告を見てサプリメントを購入。解約したいが電話がつかまらない。

アドバイス

- ・申込みをする前に、「定期購入が条件になっていないか」「解約の申し出先や方法」などを判断しましょう。
- ・自分で注文した商品は返品や受け取り拒否をしても解約にはなりません。
- ・不安に思ったりトラブルになった場合は、すぐに消費生活センターに相談してください。



問合せ先

射水市消費生活センター（生活安全課内）  
月～金曜日 午前9時～午後4時 ☎52-7974  
富山県消費生活センター高岡支所  
（高岡市赤祖父2-1-1高岡総合庁舎5階）月～金曜日  
午前8時30分～午後5時 ☎25-2777  
消費者ホットライン ☎188

年  
金  
だ  
よ  
り  
新成人の皆さんへ  
20歳になったら国民年金

20歳を迎える皆さんは、これから公的年金制度（国民年金）に加入し保険料を納めることとなります。

公的年金は、年をとった時や、いざという時の生活をみんなどで支える制度で、ご自身が高齢になつた時だけでなく、加入中に重度の障がいを抱えてしまった場合などに年金を受け取ることができます。

20歳を迎える誕生日に合わせて、年金事務所から届出案内が送付されますので、納付方法などを確認して届出をしましょう。（すでに厚生年金や共済組合に加入している方には送付されません。）

収入が少なく保険料の支払いが困難な場合は、「学生納付特例制度」、「納付猶予制度」などの制度をご利用ください。



学生納付特例制度

対象校の学生の方は、本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される制度です。申請には学生証（両面）の写し、もしくは在学証明書（原本）が必要です。

納付猶予制度

学生でない50歳未満の方で、本人及び配偶者の所得が一定額以下の場合に、国民年金保険料の納付が猶予される制度です。

問合せ先

高岡年金事務所 ☎21-4180  
（ダイヤル後、音声案内が流れますので、②番を押してください。担当課へつながります。）  
射水市保険年金課 ☎51-6628

出張年金相談

場所 射水市役所 相談室 104

日時 1月16日(火)  
午前10時  
～午後3時

※基礎年金番号のわかるものや身分証をご持参ください。